

# 板橋区立新河岸小学校いじめ防止対策基本方針

令和5年4月

板橋区立新河岸小学校

## (はじめに)

いじめが児童の生命並びに心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであることに鑑み、全ての児童が安心して学校生活を送れるように、いじめの未然防止、早期発見、早期対応及び重大事態へ対処するために、新河岸小学校の全ての教職員が取り組む基本方針を策定する。

なお、本基本方針は各種アンケート調査や学校評価、保護者や地域の方々の声に基づき、絶えず見直しを図りながら改善していく。

## (いじめの定義)

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。（いじめ防止対策推進法第2条第1項）

## (いじめの認知)

- ・行為をした者（A）も行為の対象となった者（B）も児童であること。
- ・AとBの間に一定の人的関係が存在すること。
- ・AがBに対して心理的又は物理的な影響を与える行為したこと。
- ・当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じていること。

以上4つの要素を含む行為について、いじめと認知する。

## (学校いじめ対策委員会)

教員がいじめ問題を抱え込むことなく、機動的かつ組織的に適切な対応をするために、学校いじめ対策委員会を設置する。

なお、委員会は、校長、副校長、教務主幹、生活指導主任、特別支援コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー、担任で構成する。

## (未然防止)

### 1 基本的な考え方

いじめの未然防止の基本は、児童が周囲の友達や教職員と信頼できる関係を結び、安心・安全な学校生活を送ることができ、一定の学習規律の中で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行うことである。児童に集団の一員としての自覚や自信が育まれることにより、互いを認め合える人間関係・学校風土を児童自らが作り出していくようとする。

### 2 未然防止のための措置

#### (1) 共通理解

- 「いじめはどの学校にも、どの子どもにも起こりうるものである」ことを踏まえ、い

- じめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点等について、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図っていく。
- 児童に対しても、機会を捉えて、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは卑怯な行為であり、人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成していく。

(2) いじめに向かわない態度・能力の育成

- 人権尊重の精神のもと、持続可能な社会の担い手を育成するESDを推進し、共生といやりの心の育成を図る。
- 教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動等の推進により、児童の社会性を育むとともに、適宜様々な人と交流する機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度を養う。

- 自他の意見の相違があることを理解し、互いの意見を認め合いながら建設的に調整し、解決していく力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力等、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

(3) 指導上の留意点

- 授業についていけない焦りや劣等感等が過度なストレスとならないように、一人ひとりが確実に学習内容を身に付けることができる「分かる授業」を進めていく。
- 学級や学年、あいキッズ、放課後や習い事等での人間関係の把握に努め、一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めていく。
- ストレスを感じた場合には、保護者や教職員、SC等誰かに相談するとともに、運動・スポーツや読書等で発散する等ストレスに適切に対処できる力を育む。
- 教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないように教職員の言動には細心の注意を払う。
- 全ての児童が、認められている、必要とされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じて、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を提供し、児童の自己有用感を高める。
- 年3回のふれあい月間に合わせて、いじめに関する道徳の授業や「心を育む取組」を実施することで、児童自らがいじめの問題について学び、主体的に考え、取り組めるようにする。

(早期発見)

1 基本的な考え方

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりする等、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する。例え、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもち、早い段階から複数の教職員での確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に確実に認知する。

教職員は、日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化

や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有する。

## 2 いじめの早期発見のための措置

- いじめの発見には、教職員によるものが最も多いことを鑑み、授業観察や、休み時間や放課後の雑談の中等で児童の様子に目を配ったり、学習ノートやワークシート等から交友関係や悩みを把握したりする。また、個人面談等を活用して保護者から児童の家庭での様子を把握する。なお、これらにより集まつたいじめに関する情報については管理職に報告するとともに、教職員全体で共有し、いじめの早期発見に努める。
- 毎月「心とからだのチェックリスト」等のアンケート調査を実施し、その結果を基に配慮が必要な児童の悩みを聞き取ったり、行動観察をしたりすることで、児童の実態把握に取り組む。
- 生活指導夕会や生活指導全体会等を通して、課題のある児童について教職員が共通理解を図ることで、児童理解を深める。
- スクールカウンセラーを活用した相談体制を整え、児童や保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できるようにする。なお、全ての第5・6学年児童については、スクールカウンセラーとの面談を実施する。

### (早期対応及び重大事態への対処)

#### 1 基本的な考え方

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込みず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度で加害児童を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

また、指導に当たっては、教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、場合により関係機関・専門機関とも連携し、対応に当たる。

#### 2 いじめの発見・通報を受けたときの対応

- 遊びや悪ふざけ等、いじめと疑われる行為を発見した場合には、その場でその行為を止めさせる。
- 児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴し状況を正しく把握する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わる。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- いじめの発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込みず、必ず管理職、生活指導主任に報告し、組織として対応する。
- 重大事態については、直ちに「学校いじめ対策委員会」を立ち上げ、当該組織が中心となり、速やかに関係児童から事情を聴き取る等して、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任をもって学校の設置者に報告するとともに被害・加害児童の保護者に連絡する。

#### 3 いじめられた児童又はその保護者への支援

- いじめられた児童には、「いじめられている児童にも責任がある」という考え方があ

ってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝える等、いじめられた児童の自尊感情の維持・向上に留意する。また、児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して対応する。

○いじめられた児童の保護者には、家庭訪問等により、その日のうちに迅速に事実関係を伝える。いじめられた児童や保護者に対しては、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行う等、いじめられた児童の安全を確保する。

○いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童の悲しみや痛みに寄り添うなど心のケアを支える体制をつくる。

○いじめが解決したと思われる場合でも、少なくとも3ヶ月継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。また、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

#### 4 いじめた児童への指導又はその保護者への助言

○いじめがあったことが確認された場合には、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーや教職員、子ども家庭支援センターや児童相談所、警察等関係機関と連携し、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

○いじめた児童の保護者には、迅速に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

○いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題等、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。また、児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行う。

#### 5 いじめが起きた集団への働きかけ

○いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。例え、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう指導する。また、はやしたてる等同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合う等して、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を醸成する。

#### 6 ネット上のいじめへの対応

○ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

○パスワード付きサイトやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、携帯電話のメールを利用したいじめ等については、より大人の目に触れにくく、発見しにくいことを鑑み、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていく。

○セーフティ教室等を通して、児童への情報モラルの指導を徹底する。